

保険料のお知らせ

保険料率は2年ごとの改定を行うこととなっており、令和元年度は、平成30年度と同じ保険料率になっています。なお、被保険者均等割額の軽減について、制度の見直しや政令改正により、改定を行っておりますのでご確認ください。被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

●**保険料の計算方法**…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

被保険者均等割額 52,913円（被保険者全員が等しく負担）
所得割額 { (総所得金額等 - 33万円) × **所得割率 10.34%** }（被保険者が所得に応じて負担）
 保険料の年額の上限は62万円です。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

【軽減特例の見直し】 下表「均等割額の軽減割合」 9割→8割

【軽減対象の拡充】 下表「世帯の所得額の合計」欄中

軽減割合5割について 27万5,000円 → 28万円

軽減割合2割について 50万円 → 51万円

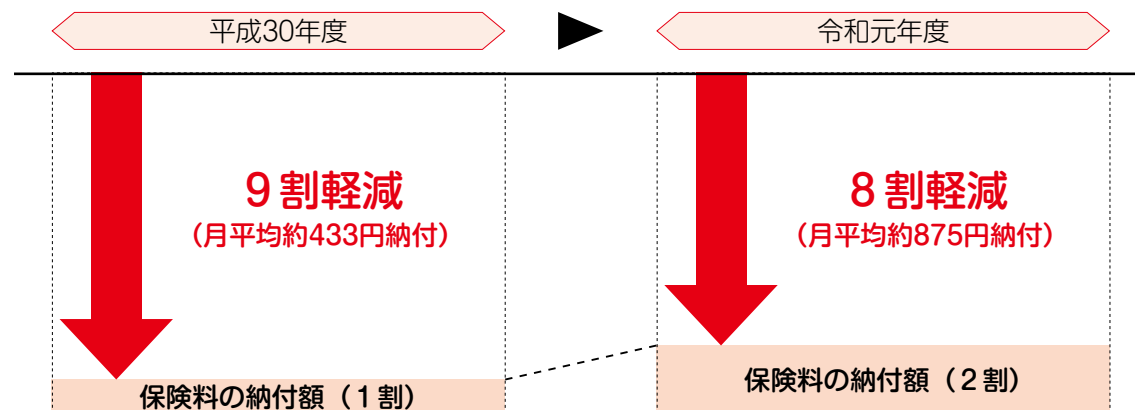
世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	8割
33万円以下	8.5割
33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下	2割

75歳以上^(※)で医療保険料の均等割9割軽減の皆さまへ

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。ただし、介護保険料は、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化（月**450円軽減**）されます。また、所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から年金生活者支援給付金（基準月5,000円）の制度が始まります。

(例) 年金収入80万円以下の方



- 介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。
- 老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下）をすべて満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10月、11月分を12月（年金の支払日と同日）に振り込みます。
- 医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査 **受診費用** 無料

健康診査の対象者		受診券の送付時期	受診期間	
①	生活習慣病と診断されていない方（入院・施設入所等されていない方） ※ 申込不要 入院・施設入所等および生活習慣病と診断された方は、すでに健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査の対象者から除いています。 ※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化があります。	6月中旬	受診券を受け取ってから、12月末日まで	
②	今年1月から9月までに後期高齢者医療制度に加入された方 ※ 申込不要 10月1日以降に75歳になる方（後期高齢者医療制度に加入予定の方）は、9月末までに加入前の健康保険（国保など）の特定健診を受診してください。	1月1日～4月30日に加入		6月中旬
		5月1日～6月30日に加入		7月下旬
		7月1日～7月31日に加入	8月下旬	
		8月1日～9月30日に加入	10月初旬	
③	受診券が届かなかった方のうち健診を受診されたい方 ※ 要申込 受診を希望される方は、6月中旬に保険年金課窓口に備え付ける健康診査申込書によりお申し込みください。 締切は、12月中旬を予定しています。	7月下旬～12月中旬ごろ		

※受診される医療機関に事前予約が必要な場合がありますので、医療機関に確認してから受診してください。

問い合わせは 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課（☎088-677-3666）
または保険年金課（☎22-8064）へ

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者となっていた方が対象となります。
令和元年度から均等割額の軽減される期間は後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間となります。

なお、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方は、いずれか大きい方の額が軽減されます。

均等割額	所得割額
5割軽減（後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間）	負担なし

【問い合わせは】

- 後期高齢者医療制度について……保険年金課（☎22-8064）または徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課（☎088-677-3666）へ
- 介護保険について……介護・ながいき課（☎22-1793）へ
- 年金生活者支援給付金について…ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）へ